

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）	機械等の個別検定の代行の業務	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局安全衛生部安全課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	2	労働者の安全と健康の確保を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>小型ボイラー又は小型圧力容器等については、溶接など工作上的の適否が安全性に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、サンプルチェックでは安全性が確認できないものについて個別の機械等ごとに検定を行う必要がある。このため、労働安全衛生法では、製造時に個別の機械が構造規格に適合しているか等を確認するため、厚生労働大臣による登録を受けた者によって検定を受けなければならないこととしている。</p> <p><参考>労働安全衛生法第44条第1項</p>
関連公益法人名
(社)産業安全技術協会、(社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>小型ボイラー又は小型圧力容器等の検定対象機械は、構造上又は性能上の要件を欠いた製品が流通した場合、容器の破裂等により作業場内の労働者が死傷するおそれがあるため、第三者による個別検定を実施するものであり、労働者の安全確保を図るため、本制度の必要性は高い。</p> <p>また、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）を受けて、平成16年度には労働安全衛生法第46条で登録の要件を整備・検定機関の登録化を行い、登録要件に該当する検定機関において検定を行うことにより適正・効率的な検定を行うこととしている。</p>
1 登録機関数 5 機関

2 検定の実績

平成 1 6 年度	平成 1 5 年度
251,811	236,384

3 登録の要件

- (1) 個別検定を行うために必要な機械器具その他の設備を用いて個別検定を行うものであること
- (2) 必要な要件を満たす検定員が申請に係る個別検定の業務を行うために必要な数以上であること
- (3) 必要な要件を満たす主任検定員が置かれていること
- (4) 個別検定の対象機械等を製造等する者に支配されていないこと
(根拠：労働安全衛生法第 5 4 条で準用する第 4 6 条第 3 項)

評価結果 (事務・事業の必要性)

国民の生命及び安全への関心が非常に高く、事業場における爆発又は火災が社会的にも注目される中、小型圧力容器等は、溶接等の工作上の不具合等所定の規格を完全に具備しない場合には破裂等の重大な労働災害を惹起する可能性があるため、製造の段階で構造や性能の要件への適合が確認し、労働者の安全を確保するため、本制度を継続していく必要がある。なお、実施にあたっては既に検定機関の登録化を行い、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の対応は完了している。

3. 特記事項

なし。